

答 申

第1 審査会の結論

富山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、審査請求の対象となった公文書について行った部分開示決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示請求

平成18年7月26日、審査請求人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、警察本部長に対し、平成 年 月に 判決を下した「 」件について当該訴訟の控訴人であった審査請求人が県警に対して申し入れした一切の文書及び県警が審査請求人に発した一切の文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

（1）平成18年8月7日、警察本部長は、

ア 電子メール取扱票及び受信した電子メール（当該電子メールに添付された文書を含む。）4件（平成17年5月2日受理2件、同年6月6日受理1件及び同年8月4日受理1件）

イ 「 」と題する投稿文（ 警察署が保有しているもの）を本件開示請求に係る公文書として特定し、アのうち決裁欄の警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名及び印影並びに電子メール送信者の住所、氏名及びメールアドレス並びにイのうち投稿者の氏名及びホームページアドレス並びに特定の個人の氏及び役職名の一部については条例第7条第2号に、アのうち相談、意見又は質問の内容が分かる部分については同条第2号及び第6号に該当することを理由に非開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）平成18年8月17日、審査請求人は、本件処分のうち

ア 上記（1）アの平成17年5月2日に受理された電子メールのうちの1件（同年4月29日に発信されたもの）に添付された「 」と題する投稿文に係る非開示部分の一部

イ 本件開示請求に係る対象公文書を上記（1）ア及びイに限定したこと（他にも対象公文書が存在すること）

を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）平成18年9月6日、公安委員会は、条例第19条の規定により、本件審査請求について富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求書、非開示理由説明書に対する「意見書」及び本審査会での意見陳述において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、概ね別紙1のとおりである。（なお、審査請求人はこれ以外に、直接本件審査請求とは関係がない主張もしているが、ここでは取り上げない。）

第4 警察本部長の主張

警察本部長が非開示理由説明書及び本審査会での意見陳述において主張している非開示の理由等は、概ね別紙2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件処分について

警察本部長は、本件開示請求について、請求に係る公文書の存在を明らかにした場合、審査請求人が警察本部へ申入れを行ったという事実を公にすることとなることから、そのプライバシーを保護するため、条例第10条（公文書の存否に関する情報）を根拠に拒否すべき事案であったと述べる一方、本件開示請求が、審査請求人が県警職員に渡すなどした投稿文の警察本部におけるその後の取扱いや対応に関する情報の開示を求める趣旨のものであることから、同条の規定により拒否することが妥当でないと判断し、上記第2の2（1）のとおり、対象公文書を特定して部分開示決定を行ったことが認められる。

そこで、まず、この警察本部長の判断の適否について、次に、本件開示請求の内容が条例第10条に該当するかどうかについて、順次検討する。

2 自己情報の開示請求について

本件開示請求は、審査請求人本人が電子メールに添付して送信し、又は県警職員に手渡した文書の開示を求めるものであるが、条例に基づく公文書の開示請求に係る開示・非開示の判断に当たっては、請求の目的及び請求者が誰であるかは考慮されないものであり、本人から自己情報の開示請求があった場合について、条例上特段の規定は設けられていない。

したがって、警察本部長が、本件処分に当たり、審査請求人の自己情報の開示を求める趣旨を考慮して行った判断については、条例の趣旨に照らして適切であったとは認められない。

なお、このような本人に対する自己情報の開示については、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）に基づく保有個人情報の開示請求手続によるべきものであることについては、警察本部長が自ら述べているとおりである。

3 条例第10条（公文書の存否に関する情報）該当性について

条例第10条は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することがで

きる旨規定している。

本件開示請求は、平成 年 月に が判決を下した件について、当該訴訟の控訴人であった審査請求人が県警に対して申入れした文書等の開示を求めたものであり、当該請求に係る公文書の存否を答えることは、審査請求人が県警に申入れを行ったという事実の有無を明らかにすることになるものと認められる。

さらに、条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定しているところ、審査請求人が県警に申入れを行ったという事実の有無に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当するものと認められる。

以上のことから、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否すべきであったものといわざるを得ない。

しかしながら、本件処分においては、対象公文書が存在するものとしてその一部を開示する決定が行われており、審査請求人が県警に申入れを行ったという事実の有無という非開示情報については既に開示された状態となっていることから、これを取り消す意味はないが、非開示部分についてこれを更に開示することは、条例の趣旨に照らして許されないものと考えられる。

したがって、このような場合においては、本来、対象公文書が存在するか否かということも含めて、当該文書のすべてを非開示とすべきものであると認められることから、既に開示した部分とはもかく、非開示部分の開示及び開示対象とされなかった文書の存否については、検討する余地がないものと認められる。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別紙2 警察本部長が主張している非開示の理由等

1 本件審査請求の概要

本件審査請求は、審査請求人が県警職員に渡すなどした「 」と題する同じ内容の投稿文3通のうち、警察本部のホームページへ送信した電子メールに添付したもの（以下「文書 」という。）が非開示とされているのに、 警察署員に渡したもの（以下「文書 」という。）が個人の氏名等を除いて開示されているとして、文書 についても同様の開示を求め、また、生活安全企画課課長補佐に渡したもの（以下「文書 」という。）が不存在となっていることを不服としている。

本件開示請求では、平成 年 月に が判決を下した「 」件について当該訴訟の控訴人であった審査請求人が県警に対して申し入れた一切の文書及び県警が審査請求人に発した一切の文書（県警本部及び県下警察署含む）が請求されているが、請求に係る公文書の存在を明らかにした場合、審査請求人が警察本部へ申入れを行ったという事実を公にすることとなるので、そのプライバシーを保護するため、条例第10条（公文書の存否に関する情報）を根拠に本件開示請求を拒否すべき案件である。

しかし、本件開示請求は、審査請求人が渡すなどした投稿文について、警察本部におけるその後の取扱いや対応に関する情報の開示を求める趣旨のものであることから、警察本部長は、本件開示請求を拒否することは妥当でないと判断し、文書 が添付された電子メールを含む「電子メール取扱票」4件及び文書 を対象公文書として特定し、部分開示決定を行ったところである。

また、文書 については、本件開示請求がなされる以前から公文書として取得した事実がない旨を審査請求人に随時説明しているところである。

2 文書 について

(1) 当該文書の性格について

警察本部では、県民等からの相談や意見等を受理するため、警察本部ホームページに「ご相談・ご意見・ご質問」コーナーを設置し、受信した電子メールについては、「電子メール取扱票」に受信日や送信者、内容等を記録し、公文書としての保管を行っている。また、受信された電子メールの個人情報等は、適正に管理することをホームページ上に明記するなど、相談者等のプライバシーを保護し、公にしないことを前提として運用されている。

文書 は、審査請求人がこの「ご相談・ご意見・ご質問」コーナーに送信した電子メール（平成17年5月2日受理）に添付されていたものであり、その内容は、メール本文と一体として、審査請求人が控訴人となった 控訴事件に関し、警察本部の対応への不満を訴え、幹部職員との面会を求める内容となっており、特定の個人による県警察本部への相談、意見等としての性格を有するものである。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

文書 は、当該文書が添付された電子メールの本文と一体となって、審査請求人が控訴人となっ

た 控訴事件における個別具体的な実体験や警察本部への申入れ事項等が記載され、特定の個人が県警察本部に相談等を行った事実を示すものであり、その内容は個人の権利利益、名誉等の人格に密接にかかわる個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(3) 条例第7条第6号(行政運営情報)の該当性について

文書 は、上記(1)のとおり、警察本部に対する相談、意見等としての性格を有しているが、一般的にこれらの相談、意見等の関係者は他人に知られたり、公にされることを望まない場合が多く、そのため、警察本部ホームページの「ご相談・ご意見・ご質問」コーナーには、県民等からの相談や意見等について送信者の個人情報保護を旨を明記し、相談者等関係者の人権を尊重するとともに、秘密を厳守するという信頼関係に基づいて運営されている。

したがって、警察本部が同コーナーで受信した電子メールの内容等を開示した場合、送信者との信頼関係を損なうとともに、今後、電子メールを送信する者が自己の相談や意見等の内容が公にされることを懸念し、警察本部に対する相談、意見等の申出を躊躇したり、相談者等関係者の協力が得られなくなり、当該業務の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報にも該当する。

(4) 自己情報の開示請求権について

文書 は、審査請求人自身が送信した電子メールに添付されていたものであるが、条例は何人に対しても請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めたものであり、開示・非開示の判断に当たっては、請求者が誰であるかは考慮されず、条例第7条第2号の規定により特定の個人を識別することができる情報は原則として非開示とされており、自己情報の開示請求権は認められていない。

なお、審査請求人に対しては、個人情報保護条例第14条の規定に基づく保有個人情報の開示請求であれば、審査請求人自身に係る情報については開示できる旨を教示しているところである。

3 文書 について

(1) 当該文書の性格について

文書 は、平成17年5月2日に審査請求人方を巡回連絡した 警察署員が受理し、同警察署において保管されていたものである。警察官が行う巡回連絡は、家庭や事業所等を訪問し、訪問先の住民に対して、犯罪や災害事故等に関する指導連絡や必要な情報提供等を行うものとされている。

(2) 条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

文書 は、文書 と同じ内容であり、審査請求人が控訴人となった 控訴事件における個別具体的な実体験を周知する内容等が記載され、直接あるいは他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるが、当該文書の内容は、

において公開されていることから、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされている情報」に該当し、また、審査請求人が公衆に広く周知することを目的として作成されていることなどを加味して、全体を非開示とすることなく、個人の氏名やホームページアドレス等を除き開示することが妥当であると判断したものである。

別 記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成18年 9月 6日	諮問書を受理
平成18年12月11日	公安委員会に非開示理由説明書の提出を依頼
平成19年 1月11日	非開示理由説明書を受理
平成19年 1月15日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成19年 1月26日 (第42回審査会)	審議
平成19年 2月 5日	審査請求人の意見書を受理
平成19年 2月21日 (第43回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関職員から非開示理由説明を聴取 ・審査請求人から意見を聴取 ・審議
平成19年 4月 6日 (第44回審査会)	審議
平成19年 5月11日 (第45回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
浅 井 尚 子	富山大学経済学部教授	会 長
荒 木 良 一	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	